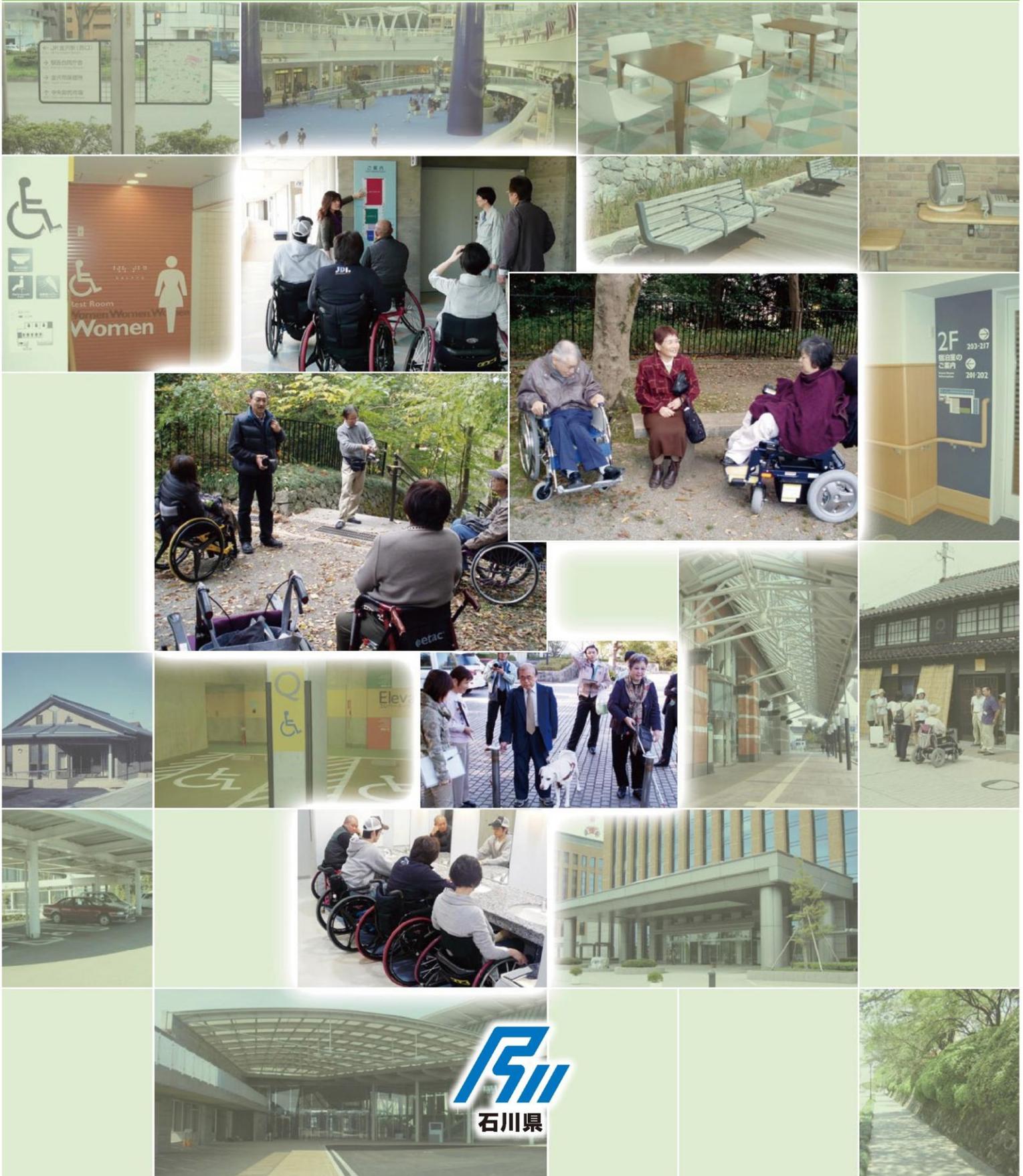


石川県バリアフリー社会の推進に関する条例

施設整備の手引き



石川県

はじめに

本県では、平成9年に「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例」を制定し、高齢者や障害のある人などを含むすべての人々が安全で快適な生活を営み、あらゆる分野の活動に平等に参加できる障壁のない社会の構築を目指して、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

そして、平成15年には「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（いわゆる「ハートビル法」）が改正され、病院やホテルなどの一定規模以上の公益的建築物についてバリアフリー整備が義務付けられることになりました。

この法律改正を機に、本県では、法律に定める適合基準を補完する改正条例を平成16年4月に施行し、公益的建築物のバリアフリー整備のより一層の推進を図ったところであります。

この「石川県バリアフリー施設整備の手引き」は、この改正条例を踏まえ、これまでの「施設整備マニュアル」を全面的に改定したもので、公益的施設を安全かつ快適に利用できるように必要な基準を定めたものであります。

本書では、条例の内容をできるだけ理解していただくため、施設の完成イメージが分かるような事例や図を多く取り入れました。

真のバリアフリー社会の実現にむけて、施設の整備に携わる事業主、設計者、施工者等の方々が本書を大いに活用していただき、人にやさしい施設づくり・まちづくりが更に進展することを心より期待しております。

終わりに、本書の作成にあたり、貴重なご意見、ご指導をいただきました関係各位に、厚くお礼申し上げます。

平成16年3月

石川県知事 谷 本 正 憲

「施設整備の手引き」改訂によせて

バリアフリー条例が制定されて12年以上が経過し、道路や公園などの公共施設、図書館や行政庁舎などの公共建築では、段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックの敷設等の整備が進められたこと、また、民間の事業者の方にもバリアフリー設計の理念を理解して頂き、商業施設を中心にいろんな人が快適に利用できる空間が造られてきたことから、公益的施設のバリアフリー化は飛躍的に進んだと思います。

しかし一方で、街を歩いている、車いす使用の方や目の不自由な方が歩き、買い物をし、また、談笑する姿などを見かける機会は、まだまだ少ないと感じます。

さて、急速な高齢化が進行する中で、高齢者や障害者などを含めたあらゆる人々が、これまで以上に社会活動に参加し、自己表現するための環境の形成を図るため、平成18年12月30日に「バリアフリー法」が施行されました。

これは、一体的、総合的に施策を進めるため、建築物のバリアフリー化を目的とした「ハートビル法」と公共交通機関のバリアフリー化を目的とした「交通バリアフリー法」が統合されたものですが、さらに、施策の対象が「身体障害者」から「障害者」に拡充され、知的障害の人、発達障害の人や精神に障害のある人も含め、全ての障害のある人が対象となりました。

今回は、国の法改正を受け、条例も改正されたことから、手引きを改訂するものです。法改正の趣旨も踏まえ、ハードでの対応はなかなか難しい面がありますが、知的障害の人などへの対応も一部盛り込んでいます。

建築士や工事を施工される方が、この手引きを参考にして頂くことにより、さらにバリアフリー化が進み、誰もが健やかに気持ちよく利用できる魅力的な空間が創造され、多様な人々がいっしょに街を歩き、買い物をすることが「当たり前」になることを、強く期待するものであります。

平成22年3月

石川県土木部建築住宅課長 地井 和裕

目次

序 はじめに	1-1
「バリアフリー施設整備の手引き」の見方、使い方	1-2
I 施設整備の基本的考え方	1-7
1 バリアフリーデザインの基本理念と創造的な設計	1-8
2 身体特性と動作方法	1-10
3 移動機器と空間寸法	1-13
II 建築物	2-1
1 全体計画	2-2
2 バリアフリー経路	2-4
3 案内設備までの経路（視覚障害者バリアフリー経路）	2-6
4 敷地内の通路及びバリアフリー経路を構成する敷地内の通路	2-18
5 駐車場	2-24
6 バリアフリー経路を構成する出入口	2-30
7 廊下等及びバリアフリー経路を構成する廊下等	2-40
8 階 段	2-46
9 傾斜路及びバリアフリー経路を構成する傾斜路	2-52
10 バリアフリー経路を構成するエレベーターその他の昇降機	2-56
11 標識、案内設備及び非常警報装置	2-66
12 便 所	2-74
13 洗面所	2-86
14 更衣室又はシャワー室	2-90
15 浴 室	2-100
16 ホテル又は旅館の客室	2-110
17 観客席	2-118
18 休憩所	2-124
19 授乳所等	2-126
20 水飲場	2-130
21 改札口及びレジ通路	2-134
22 公衆電話台、カウンター及び記載台	2-138
23 券売機	2-142
III 建築物以外の公共交通機関の施設	3-1
1 全体計画	3-2
2 鉄道駅等	3-4
3 バス停留所	3-16
4 旅客ターミナル	3-20

IV 道 路	4-1
1 全体計画	4-2
2 歩道等（歩道及び自転車歩行者道）	4-6
3 立体横断施設（横断歩道橋及び地下横断歩道）	4-22
4 視覚障害者誘導用ブロック	4-26
5 案内標識	4-36
6 駐車場（道路附属物としての駐車場）	4-40
V 公園等	5-1
1 全体計画	5-2
2 園路及び広場	5-4
3 ベンチ・野外卓・水飲み器 及び手洗場	5-16
4 案内板、掲示板及び標識	5-20
5 便所	5-24
6 駐車場	5-30
7 屋根付広場	5-32
8 休憩所及び管理事務所	5-34
9 野外劇場及び野外音楽堂	5-36
10 券売機・公衆電話・その他	5-38
VI 路外駐車場	6-1
路外駐車場	6-2
VII 石川県バリアフリー社会の推進に関する条例の概要	7-1
1 条例及び規則の構成	7-2
2 事前届出等の手続きの流れ	7-4
3 チェックリスト	7-6
VIII 条例及び関係法令	8-1
1 石川県バリアフリー社会の推進に関する条例、施行規則	8-2
2 バリアフリー法、施行令、施行規則	8-46
3 石川県バリアフリー条例及びバリアフリー法の関係	8-92